

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200107	株式会社サンワタクシー(法人番号6260001016699) 代表者 小幡祐三	岡山県倉敷市新倉敷駅前5丁目225-1	本社営業所	岡山県倉敷市新倉敷駅前5丁目225-1	輸送施設の使用停止(61日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1項、道路運送法第27条第3項	平成30年11月28日、平成31年2月22日及び令和元年6月19日に情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(道路運送法第15条第1項)(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(6)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(8)整備管理者研修受講義務違反(運輸規則第46条)	8	7
20200107	株式会社サンワタクシー(法人番号6260001016699) 代表者 小幡祐三	岡山県倉敷市新倉敷駅前5丁目225-1	倉敷営業所	岡山県倉敷市中島2370-5	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	平成31年2月22日及び令和元年6月19日に情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(2)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(3)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(4)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(5)整備管理者研修受講義務違反(運輸規則第46条)	8	1
20200107	岡山旭交通株式会社(法人番号6260001007855) 代表者大賀道明	岡山県岡山市南区芳泉2丁目4-26	本社営業所	岡山県岡山市南区芳泉2丁目4-26	輸送施設の使用停止(81日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	平成31年1月15日、同年3月5日、同年3月6日及び令和元年10月3日、情報提供を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(5)雇入れ後の運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(11)運行管理補助者要件違反(運輸規則第47条の9第3項)(12)運行管理者講習未受講(運輸規則第48条の4第1項)	9	9